

鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、鳥取県中部地域ノーマイカー運動「100金バス」をはじめ、鳥取県中部地域における路線バス等の公共交通の利用促進に資する取組を行う者に対し、鳥取県中部地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）がその経費の一部を補助することにより、公共交通の利用促進及び普及啓発を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う次の各号のいずれの条件も満たす同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 政治的又は宗教的な意図を有するものでないこと。
- (2) 暴力団等又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 実体のないものでないこと。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から補助事業に伴う他の収入額を控除した額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（100円未満の端数を切り捨て、同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、補助事業に着手する日の30日前までに行わなければならない。

2 申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 同一の補助事業者に対する補助金の交付は、年度を問わず1回に限るものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 会長が承認を要しないものとして指定する変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 実績報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 補助事業等が全て完了したとき又は補助事業等を中止し、若しくは廃止した場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の3月10日のいずれか早い日
- (2) 交付決定を受けた補助事業等当該年度の2月28日までに完了していない場合（前号に該当する場合を除く。）にあっては、交付決定を受けた日が属する年度の3月10日

2 実績報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 その他会長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助事業の実施に係る経費についての領収書の写し

(2) 記録写真等の事業の実績が分かる書類

(補助金の支払)

第8条 補助金の概算払の通知は、様式第4号によるものとする。

(交付額の確定の通知)

第9条 補助金の額の確定の通知は、様式第5号によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）の定めに従って行うものとする。

2 その他補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
公共交通利用促進事業（公共交通と他分野との連携によるイベントの開催、キャンペーンの実施等の公共交通の利用促進に資する事業）	鳥取県中部地域に拠点をおく企業、非営利活動法人等の法人又は商店街等の団体	補助事業を実施するために必要な経費として会長が認めるもの。ただし、補助事業者の運営に係る経常的な経費、補助事業者の構成員に対する個人給付的な経費、食料費（補助事業の実施に必要不可欠な経費として会長が認めるものを除く。）、工事請負費、備品購入費等の交付対象として適当でないものを除く。	10/10	20 万円